

江東区監査委員告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、平成29年度第1回定期監査の結果に対し、江東区教育委員会から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、豊島委員及び徳永委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

平成29年11月15日

江東区監査委員	伊藤貫造
同	秋田茂夫
同	豊島成彦
同	徳永雅博

平成29年度第1回定期監査 指摘事項措置報告書

〔教育委員会事務局江東図書館〕

<p>指摘事項</p>	<p>支出事務を遅滞なく行うべきもの</p> <p>会計年度について、地方自治法第 208 条第 1 項は「普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする」旨規定するとともに、同条第 2 項において「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない」と規定し、いわゆる会計年度独立の原則を定めている。</p> <p>地方公共団体の経済計画を 1 年の期間をもって定めている以上、その期間において起こった収入と支出は、この期間内に整理し、完結し、他の年度に影響を及ぼさないというのが原則である。</p> <p>今回の監査で、江東図書館が処理を行った図書館インターネットシステム利用に係るインターネット接続業務代金の支出事務について確認したところ、平成 27 年度利用分 1,062,720 円について、債権者より正しく平成 28 年 4 月に請求手続がなされたにもかかわらず、支出処理を失念したまま出納整理期間を徒過し、同年 6 月に至って請求額同額の予算流用手続を行ったうえで平成 28 年度経費より支出が行われていた。</p> <p>これら支出処理は、地方自治法施行令第 143 条が詳細を規定する歳出の会計年度所属区分に違背し、会計年度独立の原則に反するものであり、事務処理上のミスとして軽視できるものではない。</p> <p>今後は、支出事務の処理に当たっては、遅滞及び誤りのないよう万全を期すとともに、館全体においてチェック機能を設けるなど、再発防止に努められたい。</p>
<p>措置事項</p>	<p>年度末及び年度初めは財務会計システムの「負担行為整理簿」を使用して、支出手続を行っているが、当該インターネット接続業務代金については、支出負担行為何兼支出命令で支払いをしているため、「負担行為整理簿」上には表示されない。</p> <p>そのため、今後は「負担行為整理簿」のほかにチェックリストを作成し二重のチェックをする。</p> <p>また、完了後年一回支払いをしているが、これを毎月払いにすることで失念しないように徹底する。</p>